

廃棄物管理票を パソコンから 印刷できるようになりました！



川崎市では、多量排出事業者が許可業者に廃棄物の運搬を依頼する場合には4枚複写（自己搬入の場合は2枚複写）の廃棄物管理票を提出していただいておりますが、管理票の記入にあたっては手書きやゴム印が利用されており、作成に相当の時間や手間が発生することから、事務の効率化を図るため、パソコンから印刷した帳票も使用できるように見直しました。

なお、現在の複写式の管理票も引き続き使用できますので、お好きなほうをお選びください。

【使用開始日】 平成31年4月1日（月）

【使用方法】 記載内容等に変更はありませんので、必要事項を入力した様式を印刷のうえご利用ください。

【ダウンロード方法】

次のページにアクセスし、「**廃棄物管理票**」をダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013364.html>

～主な変更箇所～

現行（複写式）

現行はカーボン用紙のため、A票に

記入すればB、C、D票にも写る形になっている

ホームページから印刷する場合

廃棄物の種類・量等については
手書きでお願いします。

A票に必要な事項を入力すれば、

自動的にB、C、D票に反映される仕組みに

※ A 4用紙 2枚で印刷されて出てきますので、使用する際は切り離してご利用ください。